

第4次芦屋市環境保全率先実行計画年次報告書（H30）

はじめに

地球温暖化対策として、各地方自治体は事務事業から発生する温室効果ガス削減のための計画を策定することが義務づけられており（地球温暖化対策の推進に関する法律（通称「温対法」）第21条）、本市の温室効果ガスの削減を目指すための行動計画として、平成26年度を基準年度とし、平成28年度～令和2年度を計画期間とした第4次芦屋市環境保全率先実行計画（以下「第4次率先計画」という。）を平成28年3月に策定し運用しています。

本報告は、平成30年度（4月～翌3月）における率先実行計画の進捗状況について、各所属からの取組状況報告に基づき集約した結果です。最終目標である2030年度において2013年度比40%の目標に向けて、引き続きご協力よろしくお願いいたします。

1 目標（基準年度：平成26年度）

（1）令和2年度までに温室効果ガス総排出量を基準年度比5%以上削減

（温室効果ガス排出源の内訳：エネルギーの使用（約98%）、自動車の使用）

（2）令和2年度までにエネルギー使用量を基準年度比5%以上削減

（エネルギー使用量の内訳：電力（約8割）、都市ガス（約1割）、その他）

※温室効果ガス排出量の約98%がエネルギー使用量に由来するため、エネルギー使用量の削減が重要です。

2 目標の達成状況及び電力・都市ガス使用量

（1）目標の達成状況

① 温室効果ガス総排出量

総エネルギー使用量の約8割を占める電力に対して以下の2要因が大きく働いた結果、基準年度比14.1%の削減となり、目標である5%を達成しております。

1. 温室効果ガス排出係数[t-CO₂/千kWh]の値が0.516（基準算定時）から0.418へ低下（環境処理センターは0.645）
2. 街灯のLED化による電力使用量の低下（22.2%低下）

② 総エネルギー使用量

本庁舎のエネルギー使用量は13.9%増大したものの、街灯のLED化や下水処理場の省エネ運転（それぞれ22.2%削減、13%削減、）等により、全庁では基準年度比4.8%の削減となりました。

	基準年度	平成30年度	増減率
温室効果ガス総排出量[t-CO ₂]	19,806	17,006	△14.1%
総エネルギー使用量[GJ]	380,851	362,616	△4.8%

※電力由来の温室効果ガス排出量算定方法

温室効果ガス排出係数を関西電力(株)0.418[t-CO₂/千kWh]、エネサーブ(株)

0.645[t-CO₂/千 kWh]（省エネ法，温対法に基づき国への提出義務がある令和元年度分報告書で使用する調整後排出係数）として算出しました。

（2）電力・都市ガス使用量

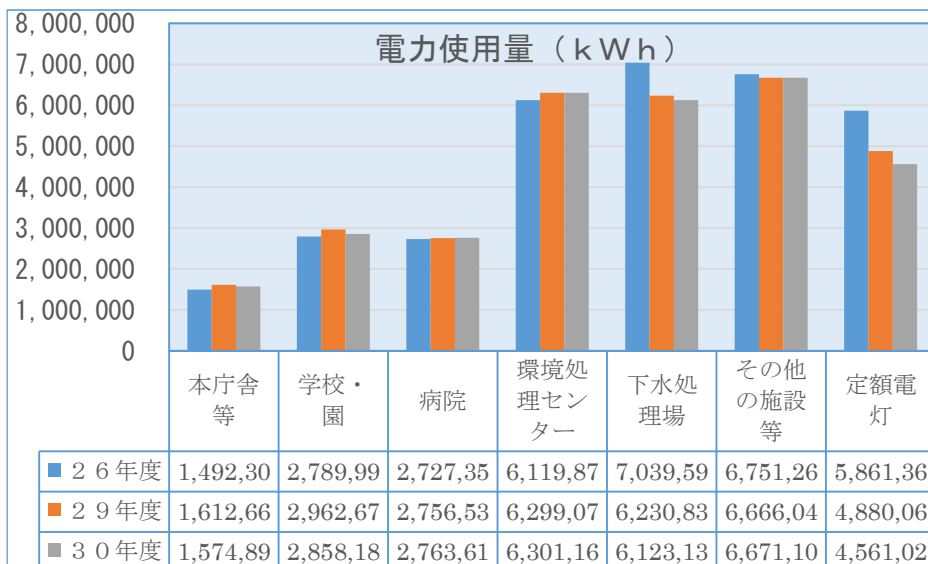
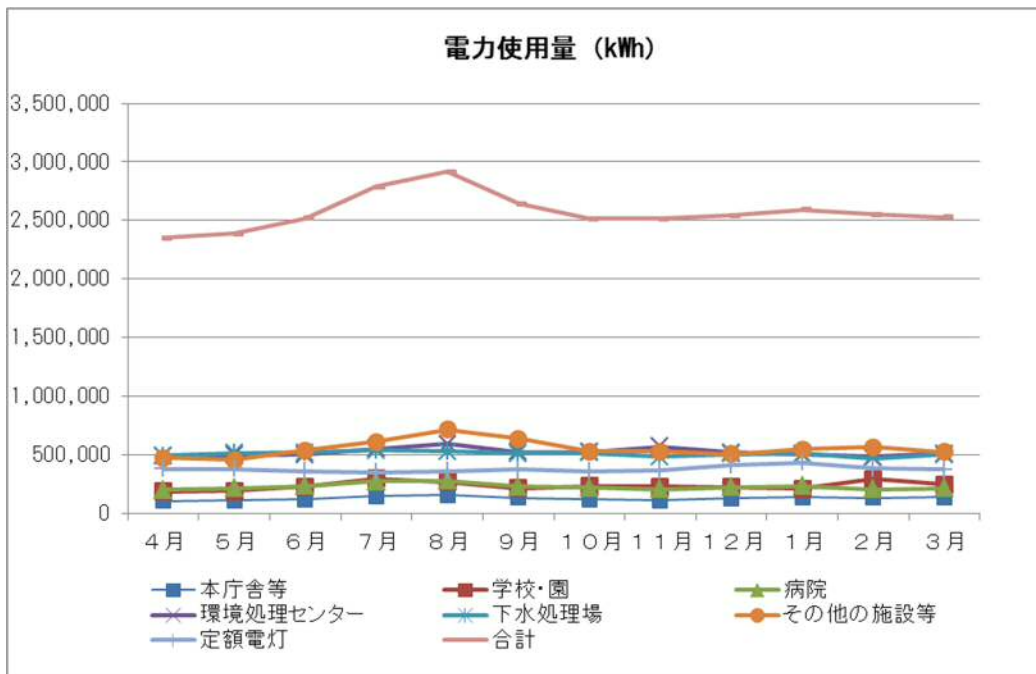
① 電力使用量

1. 結果

昨年度の全施設合計電力量は，5%以上の削減ができております。
（基準年度比5.9%減，前年度比1.8%減）

2. 考察

平成30年度は夏の猛暑による影響で8月の使用量が多くなっていますが，暖冬の影響で1～2月の使用量が減っており，昨年度よりも減少する結果となりました。



② 都市ガス使用量

1. 結果

全施設合計では増加傾向にありますが、前年度比では減少いたしました。（基準年度比 1.7%増，前年度比 5.8%減）

2. 考察

ガス空調の導入により、都市ガス使用量は増加傾向にあります。7～9月，1～3月に使用量が多くなっており、都市ガス使用量は空調の使用状況に大きく影響されることが分かります。

